

高知市立春野東小学校いじめ防止基本方針（改定版）

平成26年3月31日策定

改訂令和2年4月1日

はじめに

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定及び高知市いじめ基本方針に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。「いじめ防止対策推進法」附則第2条第1項において、「いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」とされており、本校においても「高知市いじめ防止基本方針」の改定について検討を行い、ここに一部見直しを行ったものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

（1）いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・家庭・地域住民その他関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

いじめの問題は社会総がかりで取り組むべき問題であり、それぞれの立場で考え、行動する必要がある。

○ 学校として

- ・ 人権が尊重され、安心して豊かに生活できる学校づくりを、あらゆる教育活動を通じて行う。
- ・ いじめのない社会を、児童が主体的に形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じたいじめ防止の取組を指導・支援する。
- ・ 「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを強く意識し、いじめの防止・早期発見・早期解決ができるよう、保護者・地域住民・関係機関等と連携して、様々な場面での見守りを行う。
- ・ いじめは絶対に許さないことや、いじめられている児童を守り抜くことを児童に日頃から伝えてい

くとともに、いじめの把握に努め、その防止や対処に当たっては組織的に取り組む。

- ・ 児童に対して定期的なアンケート調査や、個別の面談を実施するなどして、児童一人ひとりに寄り添った関わりをしていく。

○ 保護者として

- ・ どの児童も、いじめの被害者にも加害者にもなりうることを意識し、日頃からいじめについて悩みなどがある場合は、周りの大人に相談するように働きかける。また、児童の相談を受けやすい環境づくりのため、児童の心情に寄り添った関わりを大切にする。
- ・ いじめを防止するために学校や地域の人々などと日常的な情報交換に努めるとともに、互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- ・ いじめを発見、又は、いじめの疑いがあると思われたときは、速やかに学校または相談機関に通報又は相談する。
- ・ 家庭・社会生活における子どもの基本的生活習慣や規範意識の定着に関し、地域で子どもを育てていくという観点を持ち、日頃から子どもを温かく見守りながらその成長を促す。

○ 子どもとして

- ・ 自分自身も他の人もかけがえのない大切な存在であることを認識し、夢や希望のある将来を築いていくために、何事にも意欲を持って取り組んでいこうとする態度を身に付ける。
- ・ 自分がいじめられていると感じたときには、すぐに周りの友だちや保護者、教員、相談機関などに相談をし、一人でがまんしたり、悩んだりしないようにする。
- ・ 周りにいじめがあると思われるときは、当事者に声がけをすることや、保護者や教員などに相談するように心掛ける。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。（いじめ防止対策基本法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織で情報共有することは必要となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（２）いじめの理解

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は心身に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査（平成 28 年 6 月国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「いじめ追跡調査 2013－2015」）の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校 4 年生から中学校 3 年生までの 6 年間で、被害経験・加害経験を全く持たなかった児童は、それぞれ 1 割程度しかおらず、多くの児童が入れ替わりながら被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、

いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」また、「いじめは人権侵害である。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく保護者・地域・各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要である。また、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に、いじめは決して許されない重大な人権に関わる問題であることの理解を促し、市がこれまで取り組んできた人権教育を基盤としながら、児童の人権に対する感覚を高め、豊かな情操や道徳心を養い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

加えて、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、家庭・地域においては、児童を心豊かに育てるために、温かい関わりによって、感性を豊かにし、人間関係を築く力を育成することが大切である。さらに、成長過程にある児童たちが直面するストレス等の要因にも着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点も必要である。

これらに加え、いじめへの取組の重要性について、市民全体に認識を広め、家庭・地域と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ①「反いじめ4ルール」に従い行動する。

I) 私たちは他の人をいじめません。

II) 私たちはいじめられている人を助けます。

III) 私たちは一人ぼっちの人（仲間外れにされている人）を仲間に入れます。

IV) もし誰かがいじめられているのを見たら、学校や家の大人にそのことを話します。

②児童会活動への位置づけ

人と人との結びつきの基本である挨拶を中心に据え、関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高めるためのいじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

③道徳科の授業を通して

自己肯定感を育てる道徳として位置付け、豊かな心を育む。

④人権教育への位置づけ

身の回りの矛盾や不合理に気づき、いじめに対しても『ゆるさない』人権意識の高揚に努める。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り班活動等の異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

②人との関わり方を身に付けるための活動

朝・帰りの会で、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める指導方法を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行い、コミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進に努める。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、児童の些細な変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠

したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、児童の発達段階を適切に踏まえ、それに応じた適切な方策を実施していく必要がある。まずは、児童と教職員の信頼関係を築き、些細なことでも相談できる環境を整えることが肝要である。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童を見守ることが必要である。

- ①「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ②おかしいと感じた児童がいる場合には学年団や生活部会等の場において気付いたこととを共有しより大勢の目で当該児童を見守る。
- ③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、養護教諭や学校・スクールカウンセラーと連携を取りながら、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④「学校生活に関するアンケート」を年2回（7月・12月）行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- ⑤④と同様に年2回（5月・10月）の「いじめアンケート」により、実践的な態度を養う道徳教育の推進を推し進める。

（2）いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、いじめを受けた児童や保護者の心情を十分に考慮し、相手の立場に立った対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことなど、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

- ①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
- ④学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- ⑤いじめられている児童の心の傷を癒すために、学校カウンセラー・スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

いじめの問題への対応においては、まずは、学校が保護者と連携を密にし、児童の指導に当たっていくことが大切である。

学校や教育委員会が、いじめを行った児童に対して必要な教育上の指導をしているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察・児童相談所・医療機関・地方法務局等といった関係機関との適切な連携が必要であり、平素から学校や教育委員会と関係機関の担当者との窓口確認や連絡会議の開催など、情報を共有する体制を構築しておくことが必要である。

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、少年補導センターのいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「こころ部会」

月1回全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、人権教育主任、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学校カウンセラー・スクールカウンセラーによる「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(※必要に応じて当該学級担任)

- ・必要に応じて委員会を開催する。
- ・資料をもとに問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換、及び今後の対策についての話し合いをする。

③解消の確認

いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が判断するのではなく、「校内いじめ対策組織」が少なくとも、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、子どもの状況を総合的に検討したうえで判断する。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、3か月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

いじめの対応に当たっては、「仲直りした」「謝罪が済んだ」「楽しそうに会話をする姿が見られるようになった」等、表面的な判断により、いじめが解消したとして、被害の子どもへの対応を安易に終わらせることがあってはならない。被害の子どもの様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようにまで支援を継続する。

加害の子どもには、行った具体的な言動や行動において、相手の子どもがどのように苦痛を感じていたかを考えさせる指導をする。さらに、加害の背景にある子供の自身のストレス等の問題に本人が気付いて適切な解決方法を見出せるよう支援していくことが大事である。

その後、いじめが解消されたと判断した場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえて、被害の子どもや加害の子どもを注意深く観察する等、対応を継続していく必要がある。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生活指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によってはいじめ防止緊急対策委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。緊急を要する問題行動が発生したときは、いじめ防止緊急対策委員会を開催する。いじめ防止緊急対策委員会の参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、人権教育主任、生徒指導担当、養護教諭、学年主任、当該学級担任

＊必要に応じてPTA会長、学校カウンセラー・スクールカウンセラー、主任児童委員、校区青少年協会会長、医師等

(3) 教育委員会をはじめ関係機関と連携した組織

いじめの事実を確認した場合の高知市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、高知市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。

地域全体で、「いじめは絶対許されない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを推進していく。

期	月	「いじめ防止対策委員会」の取組	その他全職員での取組
前期	4月	・いじめ未然防止への取組内容の検討 ・望ましい集団づくりのための取組内容の検討	・関係機関担当者の把握 ・学校いじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明
	5月	・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討	・校内研修及び教育相談後の情報交換
	7月	・教育相談の取組内容の検討	・いじめアンケート ・児童生活・学習アンケート
	8月	・夏休み前までの取組の反省と夏休み後の取組の検討	・校内研修（夏休み中の児童の様子についての情報交換）
	9月	・前期取組の反省と後期の取組の検討	
後期	10月	・教育相談の取組内容の検討	・授業アンケート ・いじめアンケート
	11月		・校内研修及び教育相談後の情報交換
	12月	・冬休み前までの取組の反省と冬休み後の取組の検討	・児童アンケート
	1月		・冬休みの児童の様子についての情報交換
	2月	・後期の取組の反省と次年度の取組の検討	
	3月		
定期的取組		・毎月の職員会議で児童についての情報交換（児童コーナー） ・児童の1日の振り返り（帰りの会等） ・学校生活向上，人権教育の取組についての話し合い（こころ部会，月1回） ・校内支援会（月1回）	

5 検証・修正の実施

国は、「国の基本方針策定から3年の経過を目途として，法の施行状況等を勘案して，国の基本方針の見直しを検討し，必要があると認められるときは，その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

春野東小学校においても，いじめの防止等に関する県・市の施策や学校の方針，緊急事態への対処等，学校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて定期的に点検を行い，必要に応じて見直しを行うなど，必要な措置を講じる。

教職員のチェックシート等を参考にするとともに，状況に応じて外部からの意見も取り入れて，いじめ防止基本方針の見直しをしていく。

いじめのサイン発見チェックリスト（学級担任等）

（ 月 日～ 月 日） 記入者名（ ）

場面	チェック項目	該当子ども名
登校時	1. 登校時間が遅れがちである。	
	2. 表情が暗く、あいさつの声が小さい。	
	3. 服装が汚れたり破れたりしている。	
健康観察	4. 欠席が続いている。	
	5. 腹痛や頭痛が続いている。	
	6. 話しかけても目を合わせようとしない。	
授業中	7. おどおどした様子が見られる。	
	8. 発表を笑われたり、からかわれたりしている。	
	9. 班やグループを作る時に孤立している。	
	10. 提出物や学習用具を続けて忘れる。	
	11. 教科書やノートに落書きが多く見られる。	
休み時間	12. 遊んでいる時にも笑顔が少なく、表情が暗い。	
	13. 呼び捨てやあだ名で呼ばれることが多い。	
	14. 職員室や保健室に出入りすることが多い。	
	15. 人目の付かない場所に行くことが多い。	
給食時間	16. 給食配膳時に避けられる様子が見られる。	
	17. 給食の食べ残しが多い。	
	18. 周囲の友だちと会話が弾まない。	
	19. 準備や片づけを押しつけられることが多い。	
部活	20. 休みがちで、参加意欲の低下が見られる。	
	21. 準備や後片づけを押しつけられることが多い。	
下校	22. 下校時刻になっても学校に残ろうとする。	
	23. 一人で帰ることが多い。	
その他	24. 作品掲示物や机に落書きや破損が見られる。	
	25. 上履きなど物がなくなることがある。	
	26. 欠席の日にプリント類を届ける友だちが少ない。	
	27. 日記で嫌だったことなどをよく書いている。	
	28. 急激な成績や学習意欲の低下が見られる。	
○これまでの反省と今後の方針		

子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）

年 組 （ ）

以下の項目を参考に、お子さまの様子を観察してみてください。当てはまる項目があり、それが度重なるようでしたら、学校まで御相談ください。

項 目	○×
1. 表情が暗くなり、言葉数が少なくなった。	
2. 学校のことをあまり話さなくなった。	
3. 朝から体の不調を訴え、登校をしづらくなった。	
4. 感情の起伏が激しくなり、親や兄弟姉妹に反抗したり、八つ当たりしたりするようになった。	
5. すり傷やあざ等を隠すようになった。（風呂にはいることや裸になることを嫌がる、自分でけがをしたという。）	
6. 家族と過ごすことを避け、部屋にひとりでいることが多くなった。	
7. 友だちからの電話に、暗い表情が見られるようになった。	
8. 学用品をなくしたり、壊すことが増えた。	
9. 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりするようになった。	
10. 衣類が破れていたり、汚れていることが増えた。	
11. 食欲がなくなった。	
12. 最近、寝付きが悪かったり、夜中に何度も目を覚ますことがある。	
13. 言葉遣いが乱暴になった。	
14. 家から品物やお金を持ちだしたり、金品を要求したりするようになった。	
15. 不審な電話や嫌がらせの手紙が来るようになった。	
16. 友だちからの電話で、急に外出することが増えた。	
17. 携帯電話やインターネットのメールを頻繁に気にするようになった。	
18. 投げやりで集中力が続かないようになった。	
19. 「引っ越しをしたい」「転校したい」と言うようになった。	
20. 友だちへの口調が命令口調になっている。	
21. 家で買い与えた物ではない物を持っている。	
22. 家で与えた以上のお金をもっている。	
○上記以外で、お子さまの様子に気になることがありましたらお書きください。	